



市章

大津市公報

令和3年3月26日
号外(第14号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告 示

- 77 字の廃止及び町の区域の変更について…………… 1
78 街区の区域の新設及び変更について…………… 1

告 示

大津市告示第77号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の実施に伴い、次のとおり字を廃止し、及び町の区域を変更するので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

1 字の廃止

町	字	地番
春日町	大石	95の3
	上野	170の32、170の33

2 町の区域の変更

変更前		変更後
町	地番	町
春日町	47、47の1から47の6まで、48の一部、48の1の一部、49の一部、50の一部、50の2の一部、66の一部、67の一部、122の2の一部、122の6から122の8までの各一部、123から126までの各一部、126の1の一部、126の3の一部、128の1の一部、128の2、129の一部、130の一部、130の1、131の一部、132の1から132の12まで、132の13の一部、133の一部、134の1から134の4まで、134の10、134の11、135の1の一部、135の2の一部、135の3、136の一部、137の一部、137の1の一部、137の2の一部、139の1から139の3までの各一部、139の4、139の5、139の7、141から143までの各一部、144の1、144の2、144の3の一部、145から147までの各一部	御幸町

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び市有地の全部については、変更後の区域に編入する。

大津市告示第78号

住居表示を実施した区域について、次のとおり街区の区域を新たに画し、及び変更するので、大津市住居表示に関する条例(昭和38年条例第15号)第2条の規定により告示する。

なお、関係書類は、大津市役所市民部戸籍住民課に備え、一般の閲覧に供する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

1 新たに区域を画する街区

町 名	街 区
御幸町	7、8

2 区域を変更する街区

町 名	街 区
御幸町	1
春日町	2から8まで

3 実施期日

令和3年3月27日